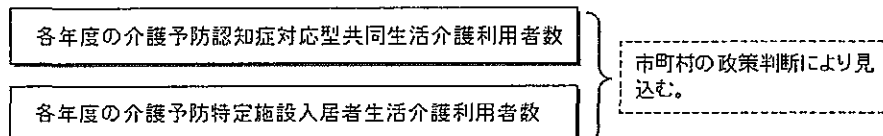
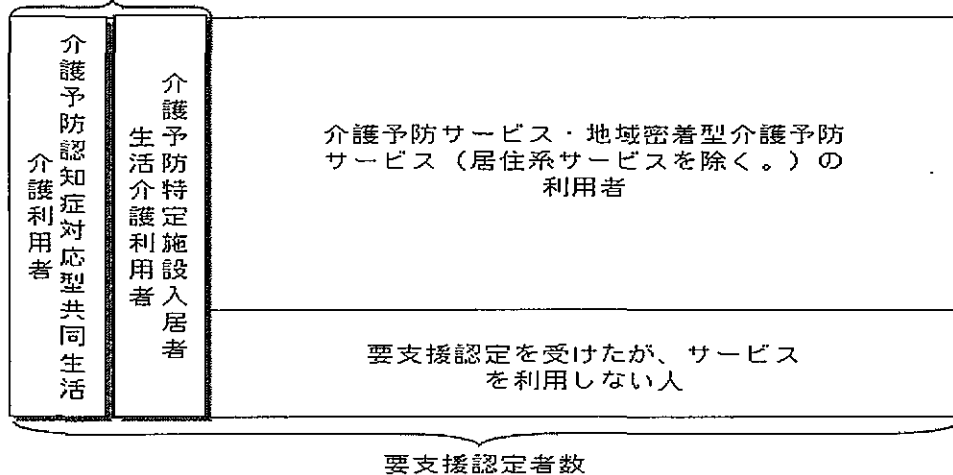


Ⅲ 新予防給付に係るサービスの利用者数及びサービス見込み量の推計

1. 居住系サービス利用者数の推計

平成18～20年度に居住系サービスを利用する要支援者の人数を要支援度別に推計する。

居住系サービス利用者



介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数については、現行の要支援及び要介護1でこれらのサービスを利用している者の数を勘案して定めることとなる（ただし、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者数については、要支援2にあたるものを想定）。

なお、これらの利用者数は、介護保険三施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設の合計の利用者数の参酌標準の内訳にはあたらないものとする。

2. 標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス受給対象者数の算定

平成18～20年度に、要支援者のうち居住系サービスを利用しない人数を要支援度別に算定する。

介護予防認知症対応型共同生活介護利用者	介護予防特定施設入居者生活介護利用者	※標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービスの利用者	標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス受給対象者数
		要支援認定を受けたが、サービスを利用しない人	

※ 標準的介護予防サービスとは、介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防福祉用具貸与をいう。

標準的地域密着型介護予防サービスとは、介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。

$$\begin{aligned}
 & \text{各年度の要支援1・要支援2の介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス} \\
 & \quad \text{(居住系サービスを除く。)対象者数} \\
 & = \text{標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス受給対象者数} \\
 = & \quad \text{各年度の要支援1・要支援2の認定者数(介護予防後)} \\
 - & \quad \text{各年度の要支援1・要支援2の介護予防認知症対応型共同生活介護利用者数} \\
 - & \quad \text{各年度の要支援1・要支援2の介護予防特定施設入居者生活介護利用者数}
 \end{aligned}$$

(1) 標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス受給対象者数

居住系サービスを利用しない要支援者であって、標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する可能性があるものの人数をいう。

(2) 標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス受給対象者数の推計

I で推計した各年度の要支援者数（介護予防後）からそれぞれ、Ⅲの1. で推計した介護予防認知症対応型共同生活介護利用者数及び介護予防特定施設入居者生活介護利用者数を減じて得た人数を、各年度の標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス受給対象者数として推計する。

3. 標準的介護予防サービス等受給者数の推計

平成18～20年度に標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービスを受給する要支援者数を要支援度別に推計する。

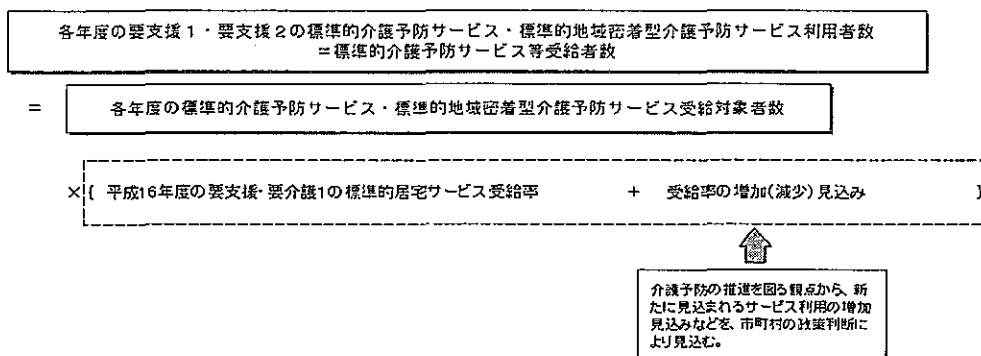
介護予防認知症対応型共同生活介護利用者	介護予防特定施設入居者生活介護利用者	標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービスの利用者 = 標準的介護予防サービス等受給者
		要支援認定を受けたが、サービスを利用しない人

(1) 標準的介護予防サービス等受給者数

標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する実人数をいう。

(2) 標準的介護予防サービス等受給率

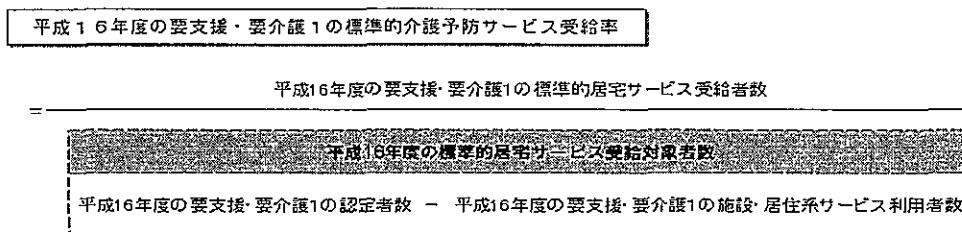
標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス受給対象者数に対する標準的介護予防サービス等受給者数の割合をいう。



(3) 標準的介護予防サービス等受給者数の推計

① 標準的介護予防サービス等受給率の設定

過去の実績（例：16年度実績）の要支援・要介護1の標準的居宅サービス受給率や地域密着型介護予防サービスの利用などによる受給率の増加見込み等を踏まえ、介護予防の推進の観点から市町村の政策判断により、適切な標準的介護予防サービス等受給率を設定する。



② 標準的居宅サービス等受給者数の推計

①で設定した標準的居宅サービス等受給率を2.で推計した各年度の標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス受給対象者数に乗じて得た人数を、各年度の標準的居宅サービス等受給者数として推計する。

4. サービス別標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービスの必要量（年間）の推計

平成18～20年度における標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービスの必要量（年間）を要支援度別・サービス別に推計する。

サービス別要支援1・要支援2の標準的介護予防サービス・標準的地域密着型介護予防サービス必要量（年間）

$$\begin{aligned}
 &= \text{各年度の要支援1・要支援2の標準的介護予防サービス等受給者数} \\
 &\times \left\{ \begin{array}{l} \text{各サービス別利用率} \\ \frac{\text{平成16年度の要支援・要介護1のサービス別利用者数}}{\text{平成16年度の要支援・要介護1の標準的居宅サービス受給者数}} + \text{サービス別利用率の増加(減少)見込み} \end{array} \right\} \\
 &\times \left\{ \begin{array}{l} \text{各サービス別利用者1人あたり利用回数・日数等} \\ \frac{\text{平成16年度の要支援・要介護1のサービス別利用回数・日数等}}{\text{平成16年度の要支援・要介護1のサービス別利用者数}} + \text{サービス別利用者1人あたり利用回数・日数等の増加(減少)見込み} \end{array} \right\} \\
 &\times 12 \text{ (月)}
 \end{aligned}$$

実績のトレンドのような機械的な算出ではなく、新規の需要や地域密着型介護予防サービスの影響等を、介護予防の推進の観点から、市町村の判断により適切に見込む。

(1) サービス別利用率及びサービス別利用者1人あたり利用回数

ア サービス別利用率

標準的介護予防サービス等受給者が特定の種類のサービスを利用する割合をいう。

イ サービス別利用者1人あたり利用回数・日数等

特定の種類のサービスの1か月あたりの利用回数・日数等を1か月あたりのサービス別利用者数で除して得たものをいう。

(2) 標準的地域密着型介護予防サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたり利用回数の考え方

標準的地域密着型介護予防サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの回数の設定において、介護予防小規模多機能型居宅介護のように新しいサービス類型の場合、市町村の政策判断で設定することとなるが、介護予防認知症対応型通所介護のように、過去の実績はないものの、それに類似したサービスの過去の実績（例：平成16年度）があるものについては、その実績を踏まえ、市町村の政策判断により、設定することとなる。

(3) 標準的地域密着型介護予防サービスの必要量（年間）の推計

① 標準的地域密着型介護予防サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたり利用回数の設定

標準的地域密着型介護予防サービスのサービス別利用率は、次のサービスごとに記載された1か月あたりのサービス別利用者数を、平成16年度の1か月あたりの標準的居宅サービス受給者数で除して得たものを設定する。

また、標準的地域密着型介護予防サービスのサービス別利用者1人あたり利用回数は、次のサービスごとに記載された利用回数をサービス別利用者数で除して得たものを設定する。

サービス	1か月あたりのサービス別利用者数及び利用回数
介護予防認知症対応型通所介護	平成16年度の1か月あたりの要支援・要介護1の通所介護のうち「認知症専用単独型通所介護」及び「認知症専用併設型通所介護」のサービス別利用者数及びその利用回数を基に新規に見込まれる需要を勘案したもの
介護予防小規模多機能型居宅介護	市町村の政策判断により、新規に見込まれるサービス別利用者数及び利用回数

② 標準的地域密着型介護予防サービスの必要量（年間）の推計

3. で推計した標準的介護予防サービス等受給者数に、①で算出したサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの利用回数に乗じて得たものを1か月あたりの標準的地域密着型介護予防サービスの必要量として、12（月）に乗じて各年度に必要な量を見込む。

（4）標準的介護予防サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたり利用回数・日数等の考え方

標準的介護予防サービスのサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの回数・日数等の設定については、基本的には、居宅サービスとしての過去の実績（例：平成16年度）のサービス別利用者数及び利用回数・日数等に基づき設定することとなるが、地域密着型介護予防サービスの創設により、その利用による居宅サービスへの影響を見込む必要があることから、過去の実績（例：平成16年度）にその影響分を加味して、市町村の政策判断により、設定することとなる。

（5）標準的介護予防サービスの必要量（年間）の推計

① サービス別利用率の設定

標準的介護予防サービスのサービス別利用率については、平成16年度の1か月あたりの要支援・要介護1の標準的居宅サービスのサービス別利用者数を、1か月あたりの標準的居宅サービス受給者数で除して得たものに基づき設定するが、地域密着型介護予防サービスの創設により、サービス利用に影響があると思われるサービスについては、サービス別利用者数を適切な人数に調整したうえで、市町村の政策判断により、サービス別利用率を設定することが必要となる。

② サービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等の設定

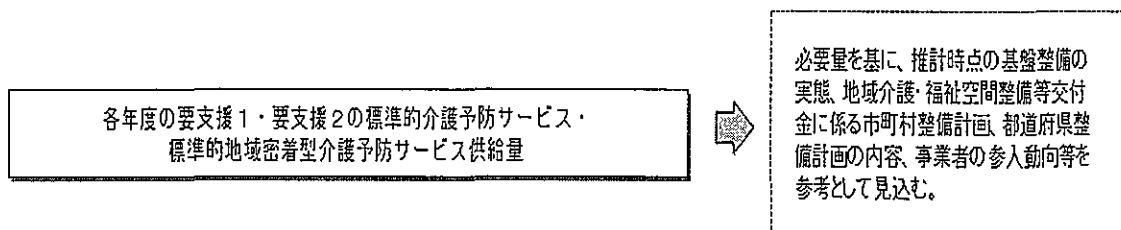
標準的介護予防サービスのサービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等において、①で用いたサービス別利用者数で平成16年度の1か月あたりの要支援・要介護1の利用回数・日数等を除いて得たものに基づき設定するが、地域密着型介護予防サービスの創設により、サービス利用回数・日数等に影響があると思われるサービスについては、サービス利用回数・日数等を適切なものに調整したうえで、サービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等を、市町村の政策判断により、設定することが必要となる。

② 標準的介護予防サービスの必要量（年間）の推計

3.で推計した標準的介護予防サービス等受給者数に、①で算出したサービス別利用率及びサービス別利用者1人あたりの利用回数・日数等を乗じて得たものを、1か月あたりの標準的介護予防サービスの必要量として、12（月）を乗じて各年度に必要な量を見込む。

5. 供給量（年間）の推計

平成18～20年度における標準的介護予防サービス・標準的地域密着型予防サービスの供給量（年間）を要支援度別・サービス別に推計する。



IIで見込まれる必要量に、地域のサービス基盤等を勘案して、介護予防の推進の観点から、市町村の政策判断により、サービス見込み量（供給量）を定める。

特に、介護予防小規模多機能型居宅介護については、事業者の参入動向等を踏まえ、適切に見込むこと。

IV 総給付費の推計

平成18～20年度における総給付費を要支援度・要介護度・サービス別に推計する。

1 施設サービス・居住系サービスの総給付費

$$\boxed{\text{施設・居住系サービス総給付費}} = \begin{matrix} \text{※1} \\ \text{※2} \end{matrix} \left\{ \frac{\text{H16年度各施設・居住系サービス給付実績 (給付費)}}{\text{H16年度各施設・居住系サービス利用者数}} \times \boxed{\text{施設・居住系サービス利用者数 (H18～H20)}} \right.$$

施設・介護専用居住系サービスについては、平成26年度における要介護2～5の認定者数に対する利用者割合を3.7%以下とすることを目標とし、市町村の政策判断により適切な量を見込む。

2 居宅サービス・地域密着型サービスの総給付費

$$\boxed{\text{居宅・地域密着型サービス総給付費}} = \begin{matrix} \text{※1} \\ \text{※2} \end{matrix} \left\{ \frac{\text{H16年度各居宅サービス給付実績 (給付費)}}{\text{H16年度各居宅サービス給付実績 (回数・日数)}} \times \boxed{\text{居宅・地域密着型サービス供給量 (H18～H20)}} \right.$$

居宅・地域密着型サービスについては、実績のトレンドのような機械的な算出ではなく市町村の政策判断により適切な量を見込む。

3 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの総給付費

$$\boxed{\text{介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス総給付費}} = \begin{matrix} \text{※1} \\ \text{※2} \end{matrix} \left\{ \frac{\text{H16年度各居宅サービス給付実績 (給付費)}}{\text{H16年度各居宅サービス給付実績 (回数・日数)}} \times \boxed{\text{介護予防・地域密着型介護予防サービス供給量 (H18～H20)}} \right.$$

介護予防・地域密着型介護予防サービスについては、実績のトレンドのような機械的な算出ではなく市町村の政策判断により適切な量を見込む。

※1 施設サービス及び居宅サービス(短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所介護・通所リハビリテーション)については、H17年10月改定(予定)による食費、居住費の影響分を加味して算出する。

※2 最終的には、H18年4月改定(予定)の新単価の改定率を乗じて算出する。

○ 居宅介護支援費、介護予防支援費、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、地域支援事業に係る費用、審査支払手数料等については、別途見込む必要がある。

居宅/地域密着型/施設サービス量・給付費の推計

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護			
給付費			
回数			
(人数)			
② 訪問入浴介護			
給付費			
回数			
(人数)			
③ 訪問看護			
給付費			
回数			
(人数)			
④ 訪問リハビリテーション			
給付費			
回数			
(人数)			
⑤ 居宅療養管理指導			
給付費			
人数			
⑥ 通所介護			
給付費			
回数			
(人数)			
⑦ 通所リハビリテーション			
給付費			
回数			
(人数)			
⑧ 短期入所生活介護			
給付費			
日数			
(人数)			
⑨ 短期入所療養介護			
給付費			
日数			
(人数)			
⑩ 特定施設入居者生活介護			
給付費			
人数			
⑪ 福祉用具貸与			
給付費			
人数			
⑫ 特定福祉用具販売			
給付費			
人数			
(2) 地域密着型サービス			
① 夜間対応型訪問介護			
給付費			
回数			
(人数)			
② 認知症対応型通所介護			
給付費			
回数			
(人数)			
③ 小規模多機能型居宅介護			
給付費			
回数			
(人数)			
④ 認知症対応型共同生活介護			
給付費			
人数			
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費			
人数			
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費			
人数			
(3) 住宅改修			
給付費			
人数			
(4) 居宅介護支援			
給付費			
人数			
(5) 介護保険施設サービス			
① 介護老人福祉施設			
給付費			
人数			
② 介護老人保健施設			
給付費			
人数			
③ 介護療養型医療施設			
給付費			
人数			

介護予防/地域密着型介護予防サービス量・給付費の推計

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 介護予防サービス			
① 介護予防訪問介護			
給付費			
回数			
(人数)			
② 介護予防訪問入浴介護			
給付費			
回数			
(人数)			
③ 介護予防訪問看護			
給付費			
回数			
(人数)			
④ 介護予防訪問リハビリテーション			
給付費			
回数			
(人数)			
⑤ 介護予防居宅療養管理指導			
給付費			
(人数)			
⑥ 介護予防通所介護			
給付費			
回数			
(人数)			
⑦ 介護予防通所リハビリテーション			
給付費			
回数			
(人数)			
⑧ 介護予防短期入所生活介護			
給付費			
日数			
(人数)			
⑨ 介護予防短期入所療養介護			
給付費			
日数			
(人数)			
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費			
人数			
⑪ 介護予防福祉用具貸与			
給付費			
人数			
⑫ 特定介護予防福祉用具販売			
給付費			
人数			
(2) 地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護			
給付費			
回数			
(人数)			
② 介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費			
回数			
(人数)			
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費			
人数			
(3) 住宅改修			
給付費			
人数			
(4) 介護予防支援			
給付費			
人数			

3. 第3期介護保険事業(支援)計画にかかる質問票

第3期介護保険事業（支援）計画にかかる質問票

整理の都合上、質問ごとに作成のうえ、都道府県を經由して下記アドレス宛Eメールにて送信してください。 yoshikawa-takashi@mhlw.go.jp

<p><質問要旨></p>	<p>市町村名 _____</p>
<p><市町村の質問に対する都道府県の考え方></p>	<p>_____ 県名</p>
<p><回答></p>	